

2021年1月13日

学生の皆様へ

学長 小野 礼子

学長メッセージ

緊急事態宣言中の本学の授業方法等の方針と感染防止対策の徹底について

2021年1月7日に1都3県に緊急事態宣言が発出されましたが、本日1月13日に兵庫県を含む7府県にも緊急事態宣言が発出されました。これを受けて、本学の授業方法等の方針及び感染防止対策についてお知らせいたします。

1. 本学の授業方法等の方針について〈対面授業の継続とクラブ活動の禁止〉

2020年11月24日付の学長メッセージ「11月24日現在の授業方法の方針について」において、「国または兵庫県による緊急事態宣言の発出や、大学への休業要請があった場合」「学内にクラスター等が発生した場合」には、一時的、または、長期的に遠隔授業を行うことになるでしょう、とお伝えしました。このたび（1月13日）兵庫県に緊急事態宣言が発出されましたが、前回の緊急事態宣言とは異なり、7日に宣言が発出された1都3県の緊急事態宣言と同様に、兵庫県でも、学校の休校要請は含まれていませんので、本学は、学内の感染防止対策と学生及び教職員の個々の感染防止対策の徹底を図り、これまでどおり、一部の授業を除き、対面授業を続けることにいたします。（理由については、11月24日付の学長メッセージに詳しく書いていますので、ご参照ください。）ただし、クラブ活動等、授業以外の活動は、緊急事態宣言が解除されるまで活動禁止といたします。（オンラインによるクラブ活動は可能です。）

2. 感染防止対策の徹底について

新型コロナウイルス感染防止の徹底のために、次のことを守りましょう。

- 毎日の検温、体調管理を続けましょう。
- 大学の授業日や補講日での昼食時間を除き、家族以外の人との会食や飲食を自粛しましょう。
- 不要不急の外出を避けましょう。
- 夜8時以降は、家にいるようにしましょう。
- 「3つの密」（密閉、密集、密接）や感染リスクが高まる次の「5つの場面」を避ける行動をしましょう。

感染リスクが高まる「5つの場面」

- 1 飲酒を伴う懇親会等
- 2 大人数や長時間におよぶ飲食
- 3 マスクなしでの会話
- 4 狭い空間での共同生活
- 5 休憩室、喫煙所、更衣室等

当分の間、私たちは「様々な楽しみ」を我慢しなければなりません、私たち一人ひとりの感染防止に対する自覚と責任ある行動が、感染拡大を食い止める早道であると思います。そして、この時期を学期末に向けての勉強や試験やレポートのために有効に使ってみてはどうでしょうか。きっとよい結果につながると思います。

それから、注意していたのにもかかわらず感染したときには、災難だと思い、自分を責めたり、誰かを責めたりしないようにしましょう。そして、感染拡大を少しでも早く食い止められるように直ちに大学に連絡してください。また、感染した人を誹謗中傷することは絶対にしないで、感染した人の一日も早い回復をお祈りしましょう。

この厳しい時期をみんなで乗り越えましょう。